



法人事業税

法人が行う事業に課される税金です。

納める人

- ・県内に事務所・事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人
- ・人格のない社団等で代表者又は管理人の定めがあるものや公益法人等で収益事業を行っているもの

会社には県民税と
事業税がかかるんだよ



納める額

区 分	法人の種類	所 得 の 区 分	税率					
			平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
所得金額に課税される法人	普通法人 (一般の法人や人格のない社団等)	所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年400万円を超えて年800万円以下の金額	5.1%	5.1%	5.1%	5.3%	5.3%	5.3%
		所得のうち 年800万円を超える金額	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%	6.7%	6.7%	7.0%	7.0%	7.0%
	特別法人 (医療法人、農業協同組合、信用金庫等)	所得のうち 年400万円以下の金額	3.4%	3.4%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%
		所得のうち 年400万円を超える金額	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%
		3以上の都道府県に事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6%	4.6%	4.6%	4.9%	4.9%	4.9%

納める額

法人事業税

区分	法人の種類		所得等の区分		税率					
					平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
収入金額に課税される法人	導管ガス供給業及び保険業を行う法人		収入割		0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
	電気供給業を行う法人	電気供給業（発電・小売・特定卸供給事業を除く）を行う法人	収入割		0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
		発電・小売・特定卸供給事業を行う法人	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
				所得割	—	—	—	—	1.85%	1.85%
			資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	0.75%	0.75%
				付加価値割	—	—	—	—	0.37%	0.37%
		特定ガス供給業を行う法人		資本割	—	—	—	—	0.15%	0.15%
	収入割			0.9%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.48%	
	付加価値割			—	—	—	—	—	0.77%	
			資本割		—	—	—	—	—	0.32%
外形標準課税対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人※		所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	0.4%	1.0%
				所得のうち年400万円を超えて年800万円以下の金額	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	0.7%	
				所得のうち年800万円を超える金額	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
				3以上の都道府県に事務所等を有する法人	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	1.0%	
			付加価値割		0.48%	0.72%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	資本割		0.2%	0.3%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%		

※令和7年4月1日以後開始事業年度は、上記の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円超である場合には、外形標準課税の対象となります。

申告と納税

申告と納税などは、すべて法人県民税と一緒にを行います。

申告の種類		納める税額	申告と納税の時期
1 中間申告 (事業年度が6月を超え、 法人税の中間申告額が 10万円を超える法人)	(1) 予定申告	$\frac{\text{前事業年度の法人事業税額}}{\text{前事業年度の月数}} \times 6$	事業年度開始の日 以後6月を経過し た日から2月以内
	(2) 仮決算に 基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額等 × 税率	
2 確定申告		所得(収入)金額等 × 税率 − 中間納付額	事業年度終了の日 から2月以内

(注) 本県以外にも事務所・事業所を有する法人については、事業の種類によって従業者数、事業所数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートルなどを基準にして、所得(収入)金額をそれぞれの都道府県ごとに按分して計算した税額を申告し納めます。

外形標準課税制度

法人事業税

資本金の額が1億円を超える法人等を対象として、法人事業税への外形標準課税が、平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用されています。

※資本金の額は、各事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額をいいます。

※公共法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人は除きます。

$$\text{法人事業税} = \text{①所得割} + \text{②付加価値割} + \text{③資本割}$$

(税率は令和4年4月1日以後に開始する事業年度のもの) 税率 1.0% 税率 1.2% 税率 0.5%

$$\text{①所得割} = \text{所得} \times \text{税率}$$

400万円以下	平成28年4月1日以後開始事業年度	0.3%	令和元年10月1日以後開始事業年度(※1)	0.4%	令和4年4月1日以後開始事業年度(※2)	1.0%
400万円超800万円以下		0.5%		0.7%		
800万円超		0.7%		1.0%		

※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分からは、地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税の創設に伴い税率が変わりました。

※2 令和4年4月1日以後に開始する事業年度分からは、外形標準課税法人に対する軽減税率が廃止され、標準税率1.0%に変わりました。

$$\text{②付加価値割} = \text{付加価値額} \times \text{税率 (1.2\%)}$$

$$\text{収益配分額 (報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)} + \text{単年度損益 (繰越欠損金控除前の所得)}$$

※ 報酬給与額のうち、収益配分額の70%を超える部分については、収益配分額から控除します。

報酬給与額	給与・賞与・手当・退職金等の合計額
純支払利子	支払利子額から受取利子額を差し引いた額
純支払賃借料	土地・建物に係る支払賃借料から受取賃借料を差し引いた額

$$\text{③資本割} = \text{資本金等の額} \times \text{税率 (0.5\%)}$$

$$\text{法人税法に規定する資本金等の額} + \text{無償増減資の加減算}$$

【参考】徴収猶予

赤字が3年以上継続する法人や、創業5年以内の赤字法人を対象とする徴収猶予制度があります。(最長6年間)

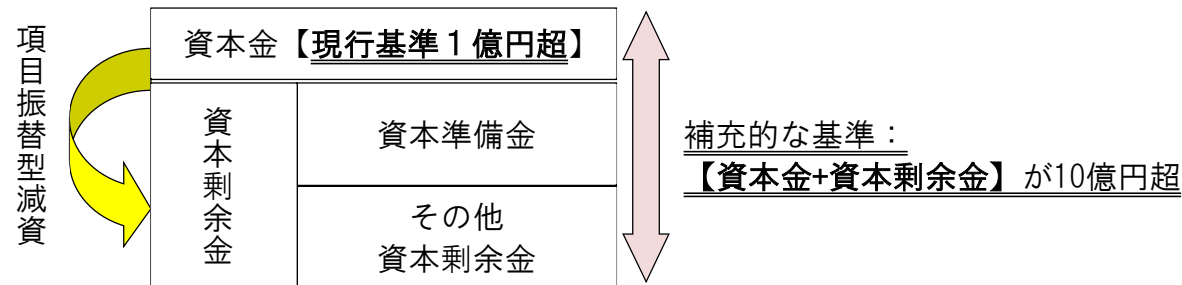
【外形標準課税の適用対象法人の見直し】

令和6年度税制改正において、従来の「資本金の額が1億円超」という要件に加え、新たに2つの要件が追加されました。

① 減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

前事業年度に外形標準課税の対象であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

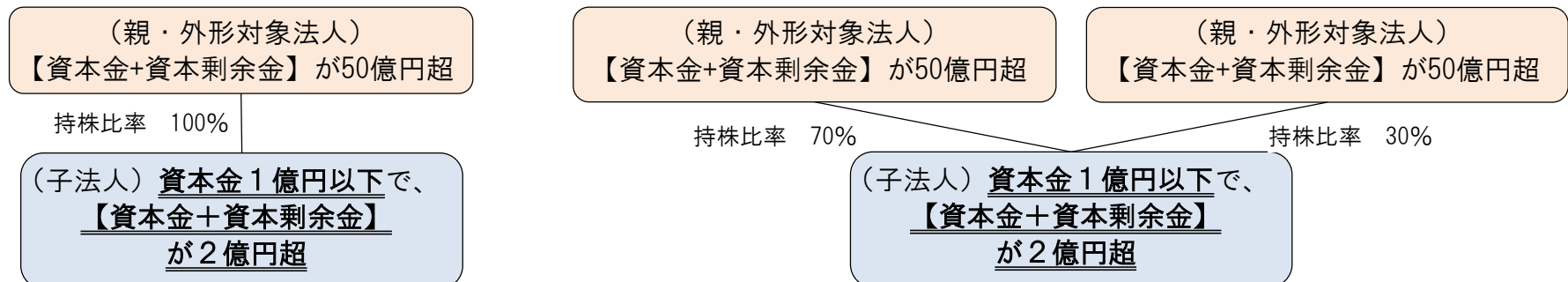
※施行日（令和7年4月1日）までの間に「駆け込み」で資本金1億円以下に減資を行った法人が、施行日以後最初に開始する事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合にも外形標準課税の対象とする経過措置が設けられています。



② 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人は、外形標準課税の対象となります。

※産業競争力強化法における特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置が設けられています。



【豆知識⑤】地方法人特別税・特別法人事業税について

法人事業税

地方法人特別税

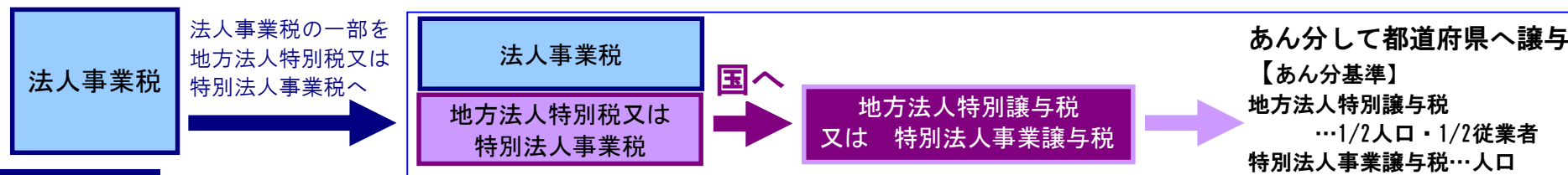
地域間の税収格差を是正するための暫定措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の標準税率の引き下げを行うとともに、引き下げ分に対応して地方法人特別税（国税）が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口及び従業者数に応じて地方法人特別譲与税として各都道府県に譲与されます。

特別法人事業税

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、復元される事業税の引き下げ分に対応して特別法人事業税（国税）が創設されました。

都道府県が賦課徴収したその収入額は、人口に応じて特別法人事業譲与税として各都道府県に譲与されます。



納める人

法人の事業税(所得割又は収入割)を納める法人です。

納める額

法人区分 (法人事業税の課税内容)	課税標準	税率					
		地方法人特別税			特別法人事業税		
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	平成27年4月1日以後に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割、資本割及び所得割の合算額による課税法人	基準法人所得割額	67.4%	93.5%	414.2%	260%	260%	260%
所得割による課税法人（括弧書きは特別法人）	基準法人所得割額	43.2%	43.2%	43.2%	37% (34.5%)	37% (34.5%)	37% (34.5%)
収入割、付加価値割及び資本割の合算額による課税法人又は収入割及び所得割の合算額による課税法人（括弧書きは特定ガス供給業を行う法人）	基準法人収入割額	—	—	—	—	40%	40% (62.5%)
収入割による課税法人	基準法人収入割額	43.2%	43.2%	43.2%	30%	30%	30%

基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。